

令和3年7月18日執行

智頭町議会議員一般

選挙公営関係書類 様式

記載例

※様式に記載すべき候補者の氏名は、
通称ではなく本名とすること。

※ハイヤー契約

様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

※選挙期日の告示日
(7/13)以降であること

令和3年7月13日

智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 **智頭 太郎** 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

※契約書に押印した印鑑

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和3年 6月10日	八頭郡智頭町○○●●番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○	令和3年7月 8日～17日	550,000円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	契約内容		備考
				借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ					円	
					円	
					円	
運転手の雇用					円	
					円	
					円	
燃料代					円	
					円	
					円	

仮に1日につき55,000円（税込）の契約
で7/8～7/17の10日間の契約をした場合

注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

※ハイヤー契約

様式第10号(その1)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和3年7月13日

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎 印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

※契約書に押印した印鑑

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事 業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の 場合	
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ っては代表者の氏名	八頭郡智頭町○○●●番地 株式会社○○○ 代表取締役 ○○○○		
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
鳥取 500 ひ 1234	R3. 7. 13	55,000 円	
〃	R3. 7. 14	55,000 円	
〃	R3. 7. 15	55,000 円	
〃	R3. 7. 16	55,000 円	
〃	R3. 7. 17	55,000 円	

- 注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運営事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に支払を請求することはできません。
- 4 町費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- (1) 一般旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
- (2) (1) 以外の場合 15,800 円
- 5 同一の日において一般旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、町費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、町費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合における候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合における候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することはできません。

※ハイヤー契約

様式第13号 (第6条関係)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和3年7月13日

智頭町長 様

※契約書に押印した印鑑

住所 八頭郡智頭町○○●●番地

氏名 (又は名称) 株式会社○○○ ⑩

(法人にあつては代表者の氏名) 代表取締役 ○○○○

- 1 請求金額 275,000 円 ← 1日の契約単価が55,000円の場合
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 智頭 太郎

振込先 金融機関名 ▲▲▲▲
本・支店名 ▲▲▲
預金種別 ▲▲
口座番号 ○○○○○○
(ふりがな) カ)
口座名 株式会社○○○ 代表取締役 ○○○○

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車の使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙1)

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により
自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和3年7月13日	円 台 円 $55,000 \times 1 =$ 55,000 円	円 台 円 $(64,500) \times (1) =$ 64,500 円	円 55,000	
令和3年7月14日	円 台 円 $55,000 \times 1 =$ 55,000 円	円 台 円 $(64,500) \times (1) =$ 64,500 円	円 55,000	
令和3年7月15日	円 台 円 $55,000 \times 1 =$ 55,000 円	円 台 円 $(64,500) \times (1) =$ 64,500 円	円 55,000	
令和3年7月16日	円 台 円 $55,000 \times 1 =$ 55,000 円	円 台 円 $(64,500) \times (1) =$ 64,500 円	円 55,000	
令和3年7月17日	円 台 円 $55,000 \times 1 =$ 55,000 円	円 台 円 $(64,500) \times (1) =$ 64,500 円	円 55,000	
計			275,000 円	

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。

仮に1日につき55,000円（税込）の契約
で7/8~7/17の10日間の契約をした場合

※個別契約

様式第1号 (第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

※選挙期日の告示日
(7/13)以降であること

令和3年7月13日

智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎

印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

※契約書に押印した印鑑

1 一般乗用車

契約年月日	<p>以下は、仮に</p> <p>① 1日につき10,000円で7/13~7/17までの5日間自動車の借入れ契約をした場合</p> <p>② 1日につき12,500円で7/13~7/17までの5日間運転手の雇用契約をした場合</p> <p>③ 1リットルにつき140円の単価で燃料供給の契約をした場合</p>
-------	--

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容		備考
				借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ		令和3年 6月10日	八頭郡智頭町○○●番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○	令和3年 7月13日 ~17日	50,000円	
運転手の雇用		令和3年 6月10日	八頭郡智頭町○●●番地 ○○ ○○	令和3年 7月13日 ~17日	62,500円	
燃料代		令和3年 6月10日	八頭郡智頭町●●●番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○	鳥取500 わ4321		140円/ℓ

注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

※それぞれの契約書の内容と一致すること

※個別契約

様式第10号(その1)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和3年7月13日

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎 印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

※契約書に押印した印鑑

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事 業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の 場合	
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ っては代表者の氏名	八頭郡智頭町○○●番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○		
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
鳥取 500 わ 4321	R3. 7. 13	50,000 円	
〃	~R3. 7. 17		

- 注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運営事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に支払を請求することはできません。
- 4 町費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- (1) 一般旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
- (2) (1) 以外の場合 15,800 円
- 5 同一の日において一般旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、町費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約にみについて記載してください。
- 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、町費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合における候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合における候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することはできません。

※個別契約

様式第13号 (第6条関係)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和3年7月13日

智頭町長 様

※契約書に押印した印鑑

住所 八頭郡智頭町○○●番地

氏名 (又は名称) 株式会社○○○○ ⑩

(法人にあつては代表者の氏名) 代表取締役 ○○○○

- 1 請求金額 50,000 円 ← 1日の契約単価が10,000円の場合
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 智頭 太郎

振込先 金融機関名 ▲▲▲▲
本・支店名 ▲▲▲
預金種別 ▲▲
口座番号 ○○○○○○
(ふりがな) カ)
口座名 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車の使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙2)

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により
自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
令和3年7月13日	円 台 円 $10,000 \times 1 =$ 10,000 円	円 台 円 $(15,800) \times (1) =$ 15,800 円	10,000 円	
令和3年7月14日	円 台 円 $10,000 \times 1 =$ 10,000 円	円 台 円 $(15,800) \times (1) =$ 15,800 円	10,000 円	
令和3年7月15日	円 台 円 $10,000 \times 1 =$ 10,000 円	円 台 円 $(15,800) \times (1) =$ 15,800 円	10,000 円	
令和3年7月16日	円 台 円 $10,000 \times 1 =$ 10,000 円	円 台 円 $(15,800) \times (1) =$ 15,800 円	10,000 円	
令和3年7月17日	円 台 円 $10,000 \times 1 =$ 10,000 円	円 台 円 $(15,800) \times (1) =$ 15,800 円	10,000 円	
計			50,000 円	

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。

仮に1日につき10,000円(税込)の契約
で7/13~7/17の5日間の契約をした場合

選挙運動期間を通じた確定金額での申請となるため提出は選挙期日以降となる

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和3年7月22日

智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎 印

次の自動車燃料代につき、智頭町の議会議員及び長の選挙に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

※契約書に押印した印鑑

1 契約年月日 令和3年6月10日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

八頭郡智頭町●●●番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

鳥取 500 わ 4321

4 確認申請金額 14,000 円

限度額 37,800 円以内であることを確認

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円 0	円 0
今回の購入金額 (b)	円 14,000	円 14,000
燃料代計 (a) + (b)	円 14,000	円 14,000
備 考		

注 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に出してください。

2 この申請書は、燃料供給業者が提供する燃料の供給を受けるための契約書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けるための契約書又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

選挙運動期間中に給油した合計額
※仮に1リットル140円の単価で契約し、
100リットルの燃料供給を受けた場合

選挙運動用自動車燃料代確認書

第 号
年 月 日

智頭町選挙管理委員会委員長



智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第5条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 **智頭 太郎**
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
鳥取 500 わ 4321
- 4 確認金額 **14,000** 円

- 注
- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、町に支払を請求する場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、町費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和3年7月22日

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙
候補者 智頭 太郎 印

※契約書に押印した印鑑

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		八頭郡智頭町●●●番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	当該自動車の走行距離計に表示された走行距離
R3.7.13	鳥取500わ4321	20 ℓ	2,800円	1,000 km
R3.7.14	〃	20 ℓ	2,800円	1,200 km
R3.7.15	〃	20 ℓ	2,800円	1,400 km
R3.7.16	〃	20 ℓ	2,800円	1,600 km
R3.7.17	〃	20 ℓ	2,800円	1,800 km

注 1 この確認書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名)と併せて、自動車登録番号又は車両番号から給油の際に当該給油業者から給油を受けたことを証明する旨を記載し、給油業者に提出し、給油伝票を添付して提出すること。

給油日が7月18日の伝票は対象外となりますので、ご注意ください

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。

※燃料代の証明を受けていただく場合、給油伝票の写しを添付していただく際、次の点に注意してください。

- 契約業者の給油所から発行されたものであると確認できること
- 給油日、給油を受けた自動車ナンバーの下4桁の数字、給油量、給油金額が確認できること(手書きでも可)
- 給油日、自動車ナンバー、給油量、給油金額が使用証明書及び請求書内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第 5 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和 3 年 7 月 2 3 日

智頭町長 様

※契約書に押印した印鑑

住所 八頭郡智頭町●●●番地

氏名 (又は名称) 株式会社○○○○ ⑩

(法人にあつては代表者の氏名) 代表取締役 ○○○○

- 1 請求金額 14,000 円 ← 仮に 1 リットル 140 円の単価で契約し、100 リットルの燃料供給を受けた場合
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 3 年 7 月 1 8 日 執行 智頭町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 智頭 太郎

振込先 金融機関名 ▲▲▲▲
本・支店名 ▲▲▲
預金種別 ▲▲
口座番号 ○○○○○○○
(ふりがな) カ)
口座名 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車の使用証明書 (燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。) の写し) とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙2)

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により
自動車を使用した場合）

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和3年 7月13日	鳥取500わ4321	円 0 円 140 × 20 = 2,800 円	(ア) の合計と (イ) の計 を比べて低い方の額を記載	14,000 円	
令和3年 7月14日	〃	円 0 円 140 × 20 = 2,800 円			
令和3年 7月15日	〃	円 0 円 140 × 20 = 2,800 円			
令和3年 7月16日	〃	円 0 円 140 × 20 = 2,800 円			
令和3年 7月17日	〃	円 0 円 140 × 20 = 2,800 円			
計		14,000 円			

- 注 1 (イ)の計の欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 仮に1リットル140円(税込)の単価で契約し100リットルの燃料供給を受けた場合の確認書に記載された金額の合計
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和3年7月23日

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎 印

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

※契約書に押印した印鑑

運転手の氏名及び住所	報酬の額	備考
雇用年月日		
令和3年7月13日	12,500円	
令和3年7月14日	12,500円	
令和3年7月15日	12,500円	
令和3年7月16日	12,500円	
令和3年7月17日	12,500円	

- 注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が町に支払を請求する場合は、この証明書を添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者以外に、この証明書を提出した場合には、運転手は、町に支払を請求することはできません。
- 4 町費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、町費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、町に支払を請求することはできません。

仮に1日につき、12,500円の契約で
運転手雇用をした場合

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第 5 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和 3 年 7 月 2 3 日

智頭町長 様

※契約書に押印した印鑑

住所 八頭郡智頭町〇●●番地

氏名 (又は名称) 株式会社〇〇〇〇 ⑩

(法人にあつては代表者の氏名) 代表取締役 〇〇〇〇

- 1 請求金額 62,500 円 ← 1 日の契約単価が 12,500 円の場合
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 3 年 7 月 1 8 日 執行 智頭町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 智頭 太郎

振込先 金融機関名 ▲▲▲▲
本・支店名 ▲▲▲
預金種別 ▲▲
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇
(ふりがな) カ)
口座名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車の使用証明書 (燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。) の写し) とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙2)

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により
自動車を使用した場合）

(3) 運転手

雇用年月日	報酬（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和3年7月13日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和3年7月14日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和3年7月15日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和3年7月16日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和3年7月17日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
計			62,500 円	

注し 仮に1日につき、12,500円の契約で運転手雇用をした場合

仮に1日につき、12,500円の契約で
運転手雇用をした場合

選挙運動用ビラ作成契約届出書

※選挙期日の告示日
(7/13)以降であること

令和3年7月13日

智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 **智頭 太郎** ⑨

次のとおりビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

※契約書に押印した印鑑

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R3.6.10	鳥取市■■■■番地 株式会社▲▲印刷 代表取締役 ○○○○	1,600 枚	8,800 円	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

注 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

実際に契約した枚数、金額を記載
※仮に1枚5.5円で1,600枚の作成契約をした場合

枚数が確定していれば、
立候補届出時に申請できます

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和3年7月13日

智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎 印

次のビラ作成枚数につき、智頭町の議会議員及び長の選挙に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

※契約書に押印した印鑑

1 契約年月日 令和3年6月10日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

鳥取市■■■■番地 株式会社▲▲印刷 代表取締役 ○○○○

3 確認申請枚数 1,600 枚

限度枚数 1,600 枚以内であることを確認

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	1,600 枚	1,600 枚
枚 数 計 (a) + (b)	1,600 枚	1,600 枚
備 考		

- 注 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について町費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

第 号
年 月 日

智頭町選挙管理委員会委員長



智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第9条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、基準枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 **智頭 太郎**
- 3 確認枚数 **1,600** 枚

- 注
- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、町に支払を請求する場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

令和 3 年 7 月 1 3 日

令和 3 年 7 月 1 8 日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎 印

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

※契約書に押印した印鑑

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	鳥取市■■■■番地 株式会社▲▲印刷 代表取締役 ○○○○
作成枚数	1, 6 0 0 枚
作成金額	8, 8 0 0 円
備考	

- 注 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて町費負担の対象となる枚数の上限及びそれぞれの契約に基づく町費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数の上限
町長 5, 0 0 0 枚
町議会議員 1, 6 0 0 枚
- (2) 限度額
7 円 5 1 銭 × (1) 又は確認された作成枚数の少ない方 = 限度額

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和 3 年 7 月 2 3 日

智頭町長 様

※契約書に押印した印鑑

住所 鳥取市■■■■番地

氏名 (又は名称) 株式会社▲▲印刷 ⑩

(法人にあっては代表者の氏名) 代表取締役 ○○○○

- 1 請求金額 8, 8 0 0 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 3 年 7 月 1 8 日執行 智頭町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 智頭 太郎

振込先 金融機関名 ▲▲▲▲
本・支店名 ▲▲▲
預金種別 ▲▲
口座番号 ○○○○○○○○
(ふりがな) カ)
口座名 株式会社▲▲印刷 代表取締役 ○○○○

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書、選挙運動用ビラ作成証明書及び納品書その他のビラを作成した実績を証する書類 (ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。) の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
5.5	1,600	8,800	7.51	1,600	12,016	5.5	1,600	8,800	

- 注
- 1 D欄には、7円51銭を記載してください。
 - 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
 - 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 - 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

※単価契約でなければ、金額を枚数で割り戻して算出（割り切れなければ小数点第3位以下を切り捨て）

※AとDを比べて少ない方の金額を記載

※BとEを比べて少ない方の枚数を記載

選挙運動用ポスター作成契約届出書

※選挙期日の告示日
(7/13)以降であること



令和3年7月13日

智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙
候補者 智頭 太郎 印

次のとおりポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

※契約書に押印した印鑑

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R3.6.10	鳥取市■■■■番地 株式会社▲▲印刷 代表取締役 ○○○○	枚 70	円 98,000	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

注 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

実際に契約した枚数、金額を記載
※仮に1枚1,400円で70枚の作成契約を
した場合

枚数が確定していれば、
立候補届出時に申請できます

令和 3 年 7 月 1 3 日

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和 3 年 7 月 1 8 日執行 智頭町議会議員一般選挙
候補者 智頭 太郎 ⑩

次のポスター作成枚数につき、智頭町の議会議員及び長の選
担に関する条例第 1 2 条の規定による確認を受けたいので申請します。

※契約書に押印した印鑑

1 契約年月日 令和 3 年 6 月 1 0 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

鳥取市■■■■番地 株式会社▲▲印刷 代表取締役 ○○○○

3 確認申請枚数 7 0 枚

← 限度枚数 89 枚以内であることを確認

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚 0	枚 0
今回の枚数 (b)	枚 7 0	枚 7 0
枚 数 計 (a) + (b)	枚 7 0	枚 7 0
備 考		

注 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。

2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について町費負担の対象となるものの
確認を受けるためのものです。

3 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含
めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

第 号
年 月 日

智頭町選挙管理委員会委員長



智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第12条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、基準枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 **智頭 太郎**
- 3 確認枚数 **70** 枚

- 注
- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、町に支払を請求する場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成証明書

令和3年7月13日

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎 

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

※契約書に押印した印鑑

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	鳥取市■■■■番地 株式会社▲▲印刷 代表取締役 ○○○○
作成枚数	70 枚
作成金額	98,000 円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	56箇所

- 注 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて町費負担の対象となる枚数の上限及びそれぞれの契約に基づく町費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数の上限

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数×1.6枚

(2) 限度額

$$\frac{62,100 \text{ 円} + 525 \text{ 円} 06 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

様式第15号（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第12条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和3年7月23日

智頭町長 様

※契約書に押印した印鑑

住所 鳥取市■■■■番地

氏名（又は名称）株式会社▲▲印刷 ⑩

（法人にあっては代表者の氏名） 代表取締役 ○○○○

- 1 請求金額 98,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 智頭 太郎

振込先 金融機関名 ▲▲▲▲
本・支店名 ▲▲▲
預金種別 ▲▲
口座番号 ○○○○○○○
(ふりがな) カ).....
口座名 株式会社▲▲印刷 代表取締役 ○○○○

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書、選挙運動用ポスター作成証明書及び納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。）の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区（選挙が行われる区域）における ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
5 6	円 1,400	枚 70	円 98,000	円 1,634	枚 89	円 145,426	円 1,400	枚 70	円 98,000	

注 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{62,100 \text{ 円} + 525 \text{ 円} 06 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

※BとEを比べて少ない方の枚数を記載

※AとDを比べて少ない方の額を記載

○ 公費負担契約の印紙税法適用について

選挙運動用 自動車	ハイヤー契約		印紙税法別表第1 1－4 運送に関する契約書 10 万円以下 200 円 10 万円超～ 50 万円以下 400 円 50 万円超～100 万円以下 1,000 円
	個別契約	自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は 3 ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、 上記「印紙税法別表第1 1－4 運送に関する契 約書」に該当する
選挙運動用ビラの作成			印紙税法別表第1 2 請負に関する契約書 100 万円以下のもの 200 円
選挙運動用ポスターの作成			印紙税法別表第1 2 請負に関する契約書 100 万円以下のもの 200 円